

高額療養費制度の見直し（平成27年1月施行）

■ 70歳未満

変更前：平成26年12月31日まで

所得区分			1ヶ月の自己負担限度額 (3回目まで)	4回目以降
上位所得者	A	基準総所得金額 600万円超	150,000円 + (医療費－500,000円)×1%	83,400円
一般	B	区分A及び 区分C以外	80,100円 + (医療費－267,000円)×1%	44,400円
住民税 非課税世帯	C	—	35,400円	24,600円



変更後：平成27年1月1日以降

所得区分			1ヶ月の自己負担限度額 (3回目まで)	4回目以降
上位所得者	ア	基準総所得金額 901万円超	252,600円 + (医療費－842,000円)×1%	140,100円
	イ	基準総所得金額 600万円超901万円 以下	167,400円 + (医療費－558,000円)×1%	93,000円
一般	ウ	基準総所得金額 210万円超600万円 以下	80,100円 + (医療費－267,000円)×1%	44,400円
	エ	基準総所得金額 210万円以下	57,600円	
住民税 非課税世帯	オ	—	35,400円	24,600円

※基準総所得金額＝総所得金額等－基礎控除（330,000円）

■ 70歳以上（変更なし）

所得区分			外来 (個人)	1ヶ月の自己負担限度額 (3回目まで)	4回目以降
現役並み所得		課税所得金額 145万円以上		44,000円	80,100円 + (医療費－267,000円)×1%
一般		課税所得金額 145万円未満	12,000円	44,400円	44,400円
住民税 非課税世帯	低Ⅱ	低Ⅰ以外	8,000円	24,600円	24,600円
住民税 非課税世帯	低Ⅰ	所得が一定以下		15,000円	15,000円